

---

---

## 義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（経済産業省）

---

---

- 1 開催日時：2009年11月16日（月）11:30～11:45
  - 2 場所：経済産業省（経済産業省12階近藤政務官室）
  - 3 出席者：津村啓介 内閣府大臣政務官  
近藤洋介 経済産業大臣政務官
- 
- 

（津村政務官）貴重な時間ありがとうございます。経産省では義務付け・枠付けの見直しにおいて地方要望分についてご検討をお願いし、3条項については勧告どおり見直しということでご協力ありがとうございます。政治主導の賜物と思っている。残る1つの条項について、私どもの方から何点かご提案の趣旨を改めてご説明させていただくということで伺った。

少しおさらいになるが、企業立地促進法の第5条に関連し、現在地方自治体が企業立地促進法に基づいて産業集積の形成等に関する基本計画を策定する場合には、主務大臣の同意協議が必要ということで、その協議の範囲を限定していこうということでご提案した。いくつかは検討中ということで返事を頂いているが、その検討状況をお聞きしたいということが1つ。もう1点は3項目だと思うが、私どもが廃止をご提案している「産業集積の目標」、「企業立地及び事業高度化の目標」、「環境保全等への配慮」の3点については、改めて、地域のことは地域で決めるという地域主権改革の本旨に則って国の同意協議を外して頂けないかという相談である。

（近藤政務官）わざわざお越し頂いて恐縮です。勧告を受けて、経産省ではお手元の資料にあるとおり、4法律のうち3つについてはそのとおり対応する。さらに加えて、地方要望分ではないけれども1つ、結果として4つ、4点を対応することとさせて頂いた。他省庁と比べるとは無いが、我々はまじめに議論したのではないかと考えている。

趣旨は十分承知しており、地方にできることは地方にという趣旨で見直しを進め、政務官からお話があったもの、企業立地法についてだが、結論的には、全部で13項目あるが、13項目について見直した結果、結論的には3項目については任意記載事項にできるのではないかと、ということである。3項目の具体的な内容は、すぐ事務的にはお出ししたいと思うが、「関係者間の連携」、「事務手続きの迅速化」、「その他事項」については任意記載事項にしようということである。ただ、ご指摘の産業集積の目標、高度化の目標値については、そもそも法律の立て付けが、立地のための基本的な目標値を、そういう資格のある方にそれなりの税の措置を取らせようとか、中小企業政策上の特例措置を講じようということなので、法律自体の立て付けが変わってくると思っている。事務的には集積区域の設定だとか重点区域の設定については従来どおりということで同意しているわけで、最終的にはその目標値のところなので、目標値自体は、ある程度こういう目標を持っ

ているということを経済の自治体の方にも出して頂くことが、法の立て方上必要である。国は特例措置を、それをもって認めるということなので。地域にできることは地域で、という基本原則で見直しをした上で、ここについては従前どおり必要なのではないかとということが1点。

もう1つは他の部分で、農地転用の調整等も項目としてあるが、農地転用はどちらかと言うと農水省の世界だと思うが、これは農地政策とも絡んでくるので、農水省が農地の縛りを全部自由にするという農地政策に転換するならば、そういうことだろうと思うが、そうでない以上、こちらから勝手に自由にということは、農地政策上の問題で言いにくいということである。従って、引き続き、この部分については従前どおりということである。

くどいようだが、「地域にできることは地域で」という基本原則に立つが、立地法は特段の措置を取らせてあげるということなので、目標の部分は、是非引き続き記載させて頂くことにしたい。別の観点から言うと、政務官も逢坂先生もお分かり頂けると思うが、地方の経済も大変なので、思い切った立地政策も場合によっては必要かと考えている。アメリカなどは環境配慮型の企業に対して、初期投資の半分程度の補助金を出すということをやっている。環境技術に対して。そういうことを含め、立地政策は大丈夫かということで、国が相当の後押しをしなければならぬ場面が出てくるかもしれない。そういうこともあるので、地方を縛るということではなく、国が特段の措置を立地政策で企業を下支えしてあげなければならない。そういうことから考えても、ある程度そういう目標程度の話は、自治体に足を縛るということではなく、やる気のある自治体に補助する意味からも残してもらいたい。立て付け上必要かと思う。

(津村政務官) ご案内のように地方分権推進委員会で、小早川委員など、制度設計に詳しい委員らが、丁寧に議論する中で、言われたような集積区域の設定とか、重点促進区域の指定や集積業種の指定など、租税租特に関係するような、税制、財政措置にからむようなところについては、私どもも最初から見直しの対象外にしている。そういう意味からすると、無理な勧告はしていない。産業集積の目標とか事業高度化の目標については、現実の姿としてこの企業立地促進法で対象になっている地域が、全国で100箇所以上と非常に広範囲に広がっている中で、それぞれが、現実の運用としてもかなり大きな目標を設定していて、それを足し合わせると過大な目標になる。そこを、整合的にやっていく、ある種国の方で同意協議という形を通じて、全国のデコボコをならすということをしているということになれば、また、違う実態なのだろう。しかし、現実にはそういう調整機能を必ずしも持たれていないのではないかと。だとすれば、国がそれを引っ張り上げていくというよりは、各地域が自分達で決めた目標をそのままにしても、何か不都合があるとは思えない。先ほど、立て付けということを言ったが、租税、税財政の問題は配慮済みである。ここは、必ずしも立て付けの問題とは違うのではないかと。もう一つは、農地の転用の件だが、場合によっては、まさに政治主導であるが、必要であれば、先般農水省の方に、いくつかの項目で相談にあがっており、国交省の方でも、農水省にからみ国交省だけでは判断できないというものがあり、「分

かりました。それでは、農水省とプラスアルファで話してきます」というケースがあって、話した経緯もある。元々、農水省の勧告に載っていないものについて。ですから、ここで政務官が言われたように農水省とのからみがクリアできれば、また違う世界だよという話であれば、事務方レベルでは難しい政治主導の形として、近藤政務官と一緒に、(農水省の)佐々木政務官に会いに行っても良い。あと、一週間、二週間ということ作業して行きたいので、是非一緒に突破していけないものか、検討いただきたい。

(近藤政務官) 基本的に、産業集積の目標についてはそれぞれの設置の集大成として、一つの目標設定の結果としてこういうものがある。くどいようだが、ここは受け入れられない。やはり、それぞれの区域を設定した上で、どういう絵姿になるのかについては集積目標として必ず必要であるということ。私も誤解してなければだが、それぞれの地域のそれぞれの集積目標を、その全体を中央統制的に経産省の中で調整するということは必要ないとも思っている。それぞれの地域の目標が出ればよいだけなので。そこは、調整されていないので意味がないという話ではないと理解している。いずれにせよ、1番については、そういうこと。

6番の高度化の目標についても、くどいようだが指摘をもらっても、法律の産業政策上、ここについてはこれから立地政策が重要になってくる。地域のことは地域にということをも十分踏まえた上で、立地政策を進めて、これから様々な国の支援も、国際競争しなければいけない中で、今後の政策展開を考えると続ける必要がある。

言われた、農地のことについては、それはまさに農地政策、国土政策の話だと思うので、そこは基本的には農水省がゴーと言えれば済む話だと理解している。農転の話は、農水省がこれで良いと言えれば、こちらとしてはダメだという筋合いの話ではないと私は判断するからそこは相談させてもらいたい。私の感覚では、冒頭の1点目2点目のところはなかなか難しいかと思うが、11版の転用については基本的に農水省が是と言えれば、一緒に農水省に直談判するかどうかは別にしてそれは問題ないですよということにはちょっと調整して言えるのではないかと思うので、そこは勉強させていただきたい。

(津村政務官) いただいた時間もそろそろ限られてきたと思うので、1点だけ最後言及させていただくと、環境保全等への配慮という事についても、ほかのものと違って特別扱いする必要があるのかどうかというのをここに書いてあるからご覧いただきたい。

(近藤政務官) ここも敢えて言えば、工場立地法の特例措置との関係もあって、立て付け上必要であるということなので、これはやはり申し訳ないが必要であると、相当我々はまじめに議論した結果出しているの、率直に言って、足を運んでいただいたがそこについては残す。

(津村政務官) 引き続き議論させていただきたいと思うが、今日3点、13項目のうちの8号の「関係者との連携」、9号の「手続の迅速な処理体制」、12号の「その他の重要事項」の3点については任意的記載事項にする方向で検討していただけないかという事で今日初めてご回答いただけたので、それは一つの大きな前進なのかと

思う。あと農用地の意見について、農水省の方とよく協議して、場合によっては農水省がOKであれば、前向きに考えたいとお話を伺えたので丁寧にいきましょう。

(近藤政務官) そこは事務的に詰めさせていただきたい。別に小出しにするつもりは全くないが、我々もドンドンとまじめに出していこうとしているので。すいませんわざわざありがとうございます。

(以上)